

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

アメリカにおける可視化～アメリカに実質証拠問題はるか

取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

留学直後、一つの重要裁判例が現れた。実質証拠問題に関する東京高判2016年8月10日判決（判例時報2329号98頁）である。本稿でこの判決の当否については論じないが、要点のみ指摘しておく。

法301条の2によって、捜査機関は、対象事件について、基本的に全過程の録音・録画を義務づけられた。そして、自白調書の任意性が争われた場合、検察官は取調べの録画媒体を証拠請求しなければ、自白調書は当然に証拠却下されることとなった。ここで想定されている録画媒体の利用方法は、あくまで任意性立証のための補助証拠としての位置づけである。しかし、被疑者が取調べ中に供述するものの、調書に署名指印しなかった場合、供述調書そのものは公判で用いることは不可能になる。その場合、法324条によって、取調官が証人として証言することを法は予定しているが、そのような立証はこれまで稀であった。

しかし、今や録画媒体がある。この局面で、捜査機関は、録画媒体そのものを自白、すなわち罪体立証のための実質証拠として用いることを考え始めるのは必然であった。犯行再現写真に関する判例を前提にすれば、伝聞性の問題はクリアできそうにも見える。他方で、録画媒体には、供述のみならず被疑者の表情・仕草・振る舞い等、供述調書にはない多くの情報が含まれる。その映像が持つインパクトは、供述調書のそれよりも極めて大きい。さらに、映像は時に誤解や思い込みも生む。言い分が否定されて泣いているのか、後悔の念から泣いているのか、事実認定者に本来わかるはずのないことが、映像の力によって「わかったような気」になってしまう。そうすると、録画媒体を実質証拠とすることには、弁護側は躊躇を覚える。これがいわゆる実質証拠問題である。

誤解なきよう付言しておくが、筆者はこの問題ゆえに可視化すべきでない」と主張するものではない。より正確かつ客観的な情報を豊富に含む録画媒体が、供述調書に証拠価値として勝るものであることは否定のしようもない。問

題は、その使い方である。すなわち、事実認定者に偏見を与えずに、どのようにすれば豊富な客観的情報を法廷に顕出できるかという問題である。

本題に入る。「アメリカでは実質証拠問題は、どのように議論されているのだろうか」。

端的に回答を示す。「アメリカには実質証拠問題という議論自体が存在しなかった」。

理由の一つには、前可視化時代のアメリカにおける自白の立証方法が挙げられる。そもそもアメリカでは、元来自白の立証方法として、取調官尋問が多用されていた。我が国における324条の立証である。取調官は、好き勝手に自白内容と自白時の被疑者の様子を法廷で語る。そんな恣意的なものより、記録媒体の方がよほど「マシ」だというのである。

しかし、アメリカでも同様の問題意識は芽生え始めている。例えば、警察官が装着するボディカメラによって、犯人らしき者を追いかける場面が録画されることがある。それが被疑者をより犯人らしく見せ、誤解を招くというのである。動画の持つインパクトへの懸念は、このような形で顕在化している。今後の議論を注視したい。

帰国後、以下の興味深い見解の紹介を受けた。本稿の括りとして紹介する。

「録音録画を義務付けるべき数多の理由がある一方、それは万能薬ではない。実際、記録することによる鮮明さと客観性という有益性と同一位、誤解を生むリスク、そして無意識に不正義を生むツールとなりうるリスクもある。」「近時の研究では、取調べの記録は、実際あまりにも強烈で説得的すぎる。」「もし仮に弁護人が、その信頼性に疑義を呈する理由を指摘したとしても、ビデオにおいて被疑者が自らの罪を高らかに宣言する感情的なインパクトは強力であり、取り除くことはできない。」Jennifer L. Mnookin (UCLA)

今回は、アメリカにおける取調べ手法の変化について報告する。